

令和6年度業務プロセス再構築推進業務委託企画提案競技実施要領

1 業務名

令和6年度業務プロセス再構築推進業務委託

2 業務の趣旨・目的及び業務内容

別紙「企画提案競技仕様書」のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

4 予算額

令和6年度業務プロセス再構築推進業務に係る業務について、4,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を予算の上限額とし、消費税及び地方消費税は10パーセントを適用のうえ積算すること。

この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

5 委託業者の選定方法

本業務の委託業者については、企画提案競技方式で選定する。

(1) 企画提案競技参加資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、一事業者が参加する場合にあっては、次に掲げるアからクまでの要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、代表構成員が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、代表構成員以外の構成員がアからキまでの要件を全て満たしていることとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ この告示の日（以下「告示日」という。）以後において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。

ウ 告示日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 告示日において、納期の到来している鹿児島市税（鹿児島市税が課税されていない者で市外に主たる事務所等を有する者）にあっては、主たる事務所等の所在地の市区町

村税。新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。)を完納していること。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

カ 告示日以後において、鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている期間がない者であること。

キ この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ク 令和3年度以降に他の地方公共団体において、本業務と同種又は類似のものを受託し、完了した実績があること。

(2) 審査方法

鹿児島市DX推進部業者選定委員会において、提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い、受注候補者を選定する（ただし、応募者多数の場合は、提出書類による1次審査を行い、上位3者程度でプレゼンテーションによる審査を行うものとする）。なお、得点と同点数となった場合には、評価項目「提案内容評価」の評点が高い事業者を上位とする。

また、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、受注候補者の決定を行わないことがある。

(3) 失格条項

ア 企画提案競技への参加に関する提出書類（以下「提案書等」という。）の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合

イ 企画提案に参加する資格要件を欠く場合

ウ 見積価格が、予算額を超える提案を行った場合

エ 企画提案書の提出期限日以降において提案書等が不足する場合

オ 提案書等に虚偽の内容が記載されている場合

カ 告示、実施要領及び提案仕様書に記載のある必要事項を全て満たしていない場合

キ その他実施要領の規定に違反した場合

(4) 評価基準

別表のとおり

6 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内容	日時
----	----

告示	令和6年5月2日(木)
参加申込書提出期限	令和6年5月17日(金)午後5時15分
参加資格決定通知及び企画提案 競技への参加依頼	令和6年5月21日(火)(予定)
質問受付期限	令和6年5月21日(火)午後5時15分
質問への最終回答	令和6年5月24日(金)
企画提案書の提出期限	令和6年5月29日(水)午後5時15分
プレゼンテーション依頼通知	令和6年6月5日(水)(予定)
プレゼンテーション審査	令和6年6月10日(月)(予定)
選定結果の通知	令和6年6月13日(木)(予定)
契約締結	令和6年6月中旬(予定)

7 参加申込手続

(1) 提出書類

- ア 企画提案競技参加申込書(様式第1号)
- イ 会社概要(様式第2号)
- ウ 企画提案競技参加資格審査申請書(様式第3号)
- エ 業務実績調書(様式第4号)
- オ 告示日以降に発行した本市発行の市税に滞納がないことの証明書又は鹿児島市で納税証明書が発行されない場合は、本社所在地の市区町村役場(特別区にあつては都税事務所)発行の市(町・村・都)税の納税証明書(写しでも可)(猶予を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類)

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市総務局DX推進部デジタル戦略推進課(東別館10階)

担当者 濱田

連絡先 電話 099-216-1115

電子メールアドレス digital@city.kagoshima.lg.jp

(4) 提出方法

直接持参又は郵送(書留郵便に限る。)

(5) 提出期限

令和6年5月17日（金）午後5時15分（期限厳守。郵送の場合は必着。）

(6) 注意事項

7 (1) オに掲げる書類は、告示日以降に発行したものを提出すること。

8 企画提案書提出手続

(1) 提出書類

以下のアからオまでの書類等を作成し、提出すること。

また、イからウまでの書類については、別に定める「業務プロセス再構築推進業務委託企画提案競技仕様書」に基づき作成すること。

なお、一提案者が複数の提案を行うことはできない。

ア 提案書鑑（様式第5号）

イ 提案書

ウ 見積書（様式第6号）及び積算内訳書

エ アからウまでの電子データ

オ アからウまでの副本

(2) 提出部数

正本1部、副本12部

（副本には、企業名（略称を含む。）、住所、社章等の企業名が分かる記載をせず、通知する企画提案競技参加依頼で示すアルファベットの略称を用いること。）

(3) 提出先

「7 参加申込手続」に同じ

(4) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(5) 提出期限

令和6年5月29日（水）午後5時15分（期限厳守。郵送の場合は必着。）

提案書提出期限後における提案書の提出、再提出及び差替えは認めない。

(6) その他

提出された提案書の内容に不明な点がある場合は、問い合わせるので、決められた期限までに回答すること。

9 プレゼンテーション

(1) 参加者

書面審査合格者

(2) 日時

令和6年6月10日（月）予定

※日時等の詳細は、プレゼンテーション依頼と合わせて別途通知する。

(3) 場所

鹿児島市役所内

※場所の詳細は、プレゼンテーション依頼と合わせて別途通知する。

(4) 持ち時間

25分（企画提案書の説明15分、質疑応答10分）とする。

(5) プレゼンテーションの実施方法

ア 企業名が分かる説明はしないこと。

イ 会社概要、説明者の自己紹介、企画提案書の内容を説明すること。

ウ 説明者は、業務受託時に同業務の実施に関わる見込みの者とする。

エ プレゼンテーション用のプロジェクター、スクリーンは本市が準備する。ただし、パソコンは各提案者が準備すること。

オ 説明は、提出された企画提案書に沿って行うこととし、追加資料等は認めない。

カ オンラインでのプレゼンテーションを希望する場合は、別途事務局と調整を行うこととする。

10 提案書の取扱い等

(1) 提案書等は、返却しないものとする。

(2) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーションの実施など、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、提出者の負担とする。

(3) 提案書等は、審査及び説明を目的に、この写しを作成し、使用することができる。

(4) 提案書等は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、公表することがある。この場合において、提案書等の写しを作成し、使用することができる。

(5) 提案書等は、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

11 その他企画提案競技実施に関して

(1) 質疑応答

実施要領等への質問については、質問内容を別紙「質問書（様式第7号）」に記載し、提出すること。

ア 提出先

「7 参加申込手続」の提出先に同じ

イ 提出方法

電子メール（質問書（様式第7号）を記載のうえ添付）

ウ 受付期限

令和6年5月21日（火）午後5時15分（期限厳守）

エ 質問への回答

質問とそれに対する回答は、令和6年5月24日（金）までに本市のホームページ上に掲載する。

(2) 参加申込後の参加辞退

企画提案競技参加申込書等の提出後に何らかの理由で提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式第8号）を提出すること。

ア 提出先

「7 参加申込手続」に同じ

イ 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

ウ 提出期限

令和6年5月28日（火）午後5時15分（期限厳守。郵送の場合は必着。）

【別表】

評価基準

区分		評価・審査項目	評点
実績評価	業務実績	他の地方公共団体で同様の業務を受託した実績が十分にあり、同実績が本業務に生かされる見込みが高いか。	5
提案内容 評価	業務企画 ・ 実施体制	・ 企画内容全体を通して、効果的・効率的なものであり、本業務の目的の達成が見込まれるものであるか。 ・ 適当な専門スタッフを含めた適切な実施体制であり、全体のスケジュールが適切なものであるか。また、本市との役割分担が明確かつ適切であるか。	10
	業務把握 ・ 業務分析	業務把握・業務分析の手法等が具体的に示されており、適当な内容であるか。	15
	改善施策の 検討手法等	・ 改善施策検討や効果見込みの検証手法等について、具体的に示されているか。 ・ 改善施策検討の手法等は、効果的な改善施策の提案につながるが見込めるものか。	20
	取組方向性 提案他	・ 改善施策実現に向けた取組方向性の提案について、提案のイメージや程度が具体的に示されているか。 ・ 本市が指定する対象部署の関連業務について、他都市の改善効果を踏まえた有用な提案があるか。 ・ 職員によるBPR推進に向けた支援等のイメージが示されており、適当な内容であるか。	15
	独自提案	仕様書に示した内容以外に本市にとって有用な提案があるか。	10
価格評価	提案価格	上限額（4,000千円）を踏まえ、提案内容に対して適切な積算がなされているか。	5
総合評価	プレゼンテーション	プレゼンテーションを踏まえた総合的な評価（提案者の業務に対する意欲、質疑に対する対応の適格性など）	20
評点総計			100